

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（１件）及び発令（１５件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 39 歳
- (4) 性 別 男

2 失職年月日

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

3 失職理由

令和 6 年 5 月 2 7 日、好感を寄せている女性の私物や部屋をのぞき見る目的で、住居に侵入したことにより、住居侵入で起訴され、同年 1 0 月 3 1 日、東京簡易裁判所において、懲役 1 年、3 年間執行猶予の判決を受け、同年 1 1 月 1 5 日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第 2 8 条第 4 項

※ 本件については、被害女性の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 おおざき かずき 大関 和樹
- (2) 学 校 名 東京都大田区立徳持小学校
- (3) 職 名 主任教諭
- (4) 年 齢 3 2 歳

- (5) 性 別 男
- 2 処分の程度
懲戒免職
- 3 発令年月日
令和 7 年 3 月 2 6 日
- 4 処分理由
令和 6 年 4 月 2 4 日、駅構内において、動画撮影状態にしたスマートフォンを、女性のスカート内に差し入れ、同スカート内の下着等を撮影した。

III

- 1 教職員に関する事項
 - (1) 校 種 小学校（多摩地域）
 - (2) 職 名 教 諭
 - (3) 年 齢 2 8 歳
 - (4) 性 別 男
- 2 処分の程度
懲戒免職
- 3 発令年月日
令和 7 年 3 月 2 6 日
- 4 処分理由
令和 6 年 6 月 8 日、自宅において、動画撮影状態にしたスマートフォンを、同自宅の冷蔵庫前に設置し、同自宅の脱衣場で更衣している女子児童の裸の姿態を撮影するなどした。

※ 本件については、児童の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

IV

- 1 教職員に関する事項
 - (1) 校 種 中学校（区部）
 - (2) 職 名 主幹教諭
 - (3) 年 齢 3 5 歳
 - (4) 性 別 男
- 2 処分の程度
懲戒免職
- 3 発令年月日
令和 7 年 3 月 2 6 日
- 4 処分理由
令和 6 年 5 月 3 0 日、勤務校において、動画撮影状態にしたスマートフォンを、

6 回にわたり、同校女子生徒のスカート内に差し向け、同スカート内の下着等を撮影した。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 倉田 修くらた おさむ
- (2) 学 校 名 東京都八王子市立いずみの森義務教育学校
- (3) 職 名 主幹教諭
- (4) 年 齢 51 歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和 7 年 3 月 26 日

4 処分理由

令和 6 年 6 月 21 日、ホテルにおいて、動画撮影状態にしたスマートフォンをかばんの中に設置し、無店舗型性風俗特殊営業店から派遣された女性従業員の姿態を撮影した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 金子 康範かねこ やすのり
- (2) 学 校 名 東京都立雪谷高等学校
- (3) 職 名 主任教諭
- (4) 年 齢 53 歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和 7 年 3 月 26 日

4 処分理由

令和 6 年 4 月 19 日、書店において、書籍 1 冊に貼り付けられていた販売価格 3,080 円の値札の上から販売価格 390 円の値札を貼り付けた上、同店従業員に対して、貼り付けた値札の金額がその商品価格であるかのように装って、同 1 冊の購入を申し込み、同従業員にその旨誤信させたことにより、同従業員から、同 1 冊の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 38歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和5年10月9日から令和6年8月3日までの間に、当時交際していた女性に対して、携帯電話機を使用して、ショートメッセージで、不適切な内容のメッセージを送信するなどし、同女性に対してストーカー行為をした。

※ 本件については、被害女性の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

VIII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和6年6月17日、勤務校において、同校女子生徒と二人きりの状況で、右手で、同生徒の両胸及び臀部^{でん}を着衣の上からそれぞれ少なくとも1回触るとともに、同生徒に口腔性交させるなどした。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

IX

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 39歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和6年6月29日、酒気を帯びた状態で、シェアリングサービスの特定小型原動機付自転車を運転し、路上を走行した。

X

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 35歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和6年4月2日、勤務校において、同校男子生徒に対して、同生徒の両足をマッサージした際、右手を、着衣の上から同生徒の股間に当て、同生徒に嫌悪感を与えた。

X I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 30歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和6年5月13日から同月15日までの間に、虚偽の慶弔休暇の申請を行い、

同月１３日から同月１７日までの計５日間、同休暇を不正に取得するとともに、勤務校副校長に対して、偽造した会葬礼状を慶弔休暇の必要書類として使用するなどした。

X II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 60歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和4年9月上旬頃の日、自己申告における中間申告時の面接を行った際、当時勤務校教員に対して、異動に関する希望の聞き取りを行わなかったとともに、その後、同教員の異動に係る適切な対応を行うよう伝えられたにもかかわらず、同教員の異動に係る適切な対応を行わなかった。

X III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

契約ガイドラインにより、見積書を徴取する相手方の選定は、事業者名簿に登載された者の中からは行わなければならないとされ、及び物品購入の契約に当たっては、1件当たりの予定価格が3万円以上の場合は2者以上から見積もりを徴すとされているにもかかわらず、令和5年7月下旬頃、勤務校において、2者以上から見積書を取らずに、同名簿の登録事業者でない業者から、44,550円のデジタルカメラを購入するなどした。

XIV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 60歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和6年6月中旬頃の日から同月下旬頃の日までの間に、自宅及び電車内において、勤務校女子生徒に対して、不適切な内容を含めて、私的な内容のメッセージを送信するなどした。

XV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 38歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

令和6年3月29日、駐車場において、勤務校男子児童に対して、同児童の身体を左方向に回転させて、後方に引きずるなどした。

XVI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 38歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和7年3月26日

4 処分理由

生徒指導要録のうち学籍に関する記録の保存期間が20年間と定められているにもかかわらず、令和5年3月24日、勤務校において、同校職員に対して、平成24年度及び平成25年度同校卒業生375名分の同記録を細断するよう誤って指示し、同375名分の同記録が細断される事態を招いた。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

